

組合員の皆様へ

福岡市農業協同組合

部会等の組合員組織通帳・印鑑のお預りについて

日頃から、当 J A をご利用いただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、当 J A では令和 7 年 4 月に発覚した不祥事件の発生を受けて、組合員組織口座からの着服を未然に防止するため、組合員組織通帳・印鑑の取扱いをより一層厳格に順守してまいります。

【組合員組織通帳・印鑑の取扱い】

組合員組織通帳・印鑑のお預りは禁止しています。

➔ 組織の運営にあたっては構成員の皆様で行っていただくことを原則とし、職員による会計事務（口座からの入出金等を含む）を行うことはできません。

※ お困りごとのご相談等は可能な範囲で承りますのでご安心ください。

関係各位におかれましては、改めてご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、組織を含む通帳の記帳等による一時預かりに関しては、下記の通りの取扱いとなっておりますので、参考までにご確認ください。

- ① 皆様からのご依頼を受け、信用事業の事務手続に則り通帳等を一時的にお預かりすることがございます。
※ 印鑑をお預かりすることはございません。
- ② その際は、必ず J A 所定の「受取書」を発行いたしますので、通帳等の重要なお預り品・お取引内容・返却予定日等のご確認をお願いいたします。
※ なお、通帳等を長期にわたりお預かりすることはありません。

また、金融機関職員を名乗り、お客様から通帳やキャッシュカード、暗証番号をだまし取ろうとする事件等が全国で確認されております。少しでも不審なことがございましたら、お気軽にお問合せください。

これからもご愛顧賜りますよう心よりお願い申し上げます。

＜お問い合わせ先＞ J A 福岡市
お取引店舗までお問い合わせください。